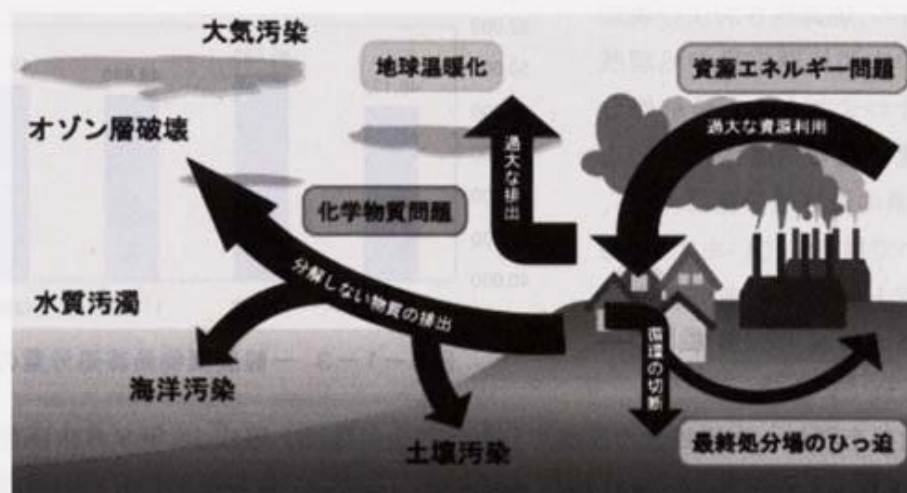


成12年4月施行)、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」(平成13年1月施行)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成13年4月施行)、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」(平成13年4月施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」(平成13年5月施行)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成14年5月施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」(平成14年7月成立)など、循環型社会を形成するための制度的基盤を整備しつつあります。

また、廃棄物処理法の改正により、都道府県には一般廃棄物および産業廃棄物を対象とする「廃棄物処理計画」の策定が義務付けられ、本県においては、平成14年3月に計画を策定しました。

この計画は、計画期間を平成14年度から18年度とし、廃棄物の現状と排出量削減、リサイクル等の目標(平成17年度、平成22年度)の設定、目標達成のための施策、廃棄物処理施設・リサイクル施設の確保策、不適正処理の防止策の各事項を定めています。



出典：平成13年版環境白書（環境省）

図3-1-1 人間社会における物質循環図

## ■一般廃棄物

本県における一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均値と比較すれば低いものの、平成9年度以降増加傾向にあります。また、リサイクル率は微増の傾向が続いています。このため、廃棄物処理計画においては、平成17年度の中間目標値、平成22年度の最終目標値をそれぞれ、一人一日当たりごみ排出量を、930g、753g、リサイクル率を、26.8%、31.0%に設定するとともに、一般廃棄物の最終処分量を平成12年度の49千トンから平成22年度に24千トン（平成17年度35千トン）に半減する目標としました。

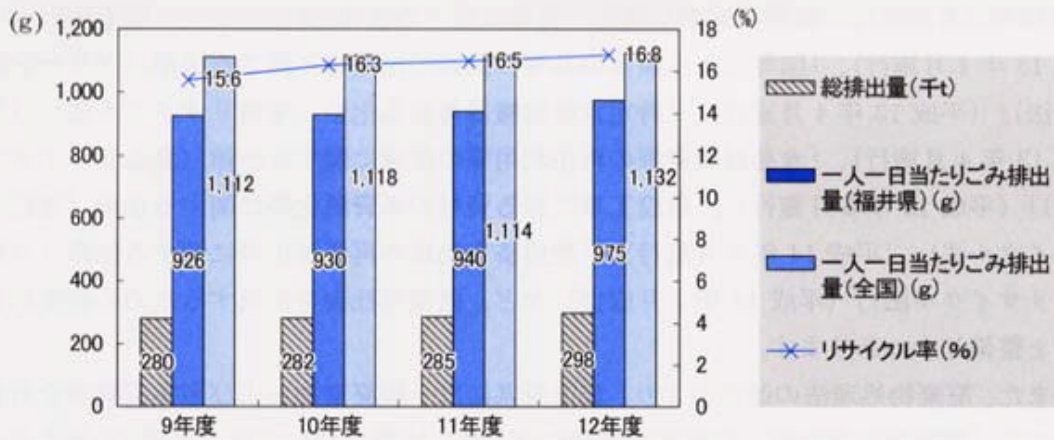


図3-1-2 ごみ排出量およびリサイクル率の推移

一般廃棄物は市町村で収集され、直接埋め立てられるもの、焼却されるもの、焼却以外（破碎や資源化等）の方法で中間処理<sup>※1</sup>されるものに大別されます。

これらのうち直接埋め立てられるもの、焼却残さおよび焼却以外の中間処理施設の処理残さを合わせたものが最終処分場で埋め立て処理されています。本県の最終処分量は、近年、横ばいで推移していますが、毎年5万トン弱が各市町村や事務組合の最終処分場等に埋め立てられています。

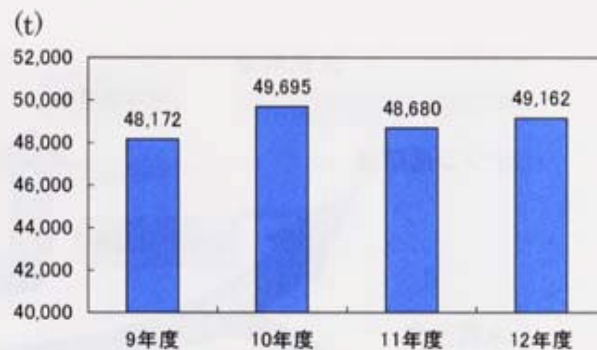


図3-1-3 一般廃棄物最終処分量の推移

県内各市町村・事務組合の最終処分場の残余年数は、平成13年9月末現在で2年から21年であり、残余年数が10年未満のところでは、次期最終処分場の建設を予定していますが、その立地は困難になりつつあります。

### 産業廃棄物

産業廃棄物については、「平成13年度福井県廃棄物実態調査（平成12年度実績）」によると、平成12年度の1年間に県内で発生した産業廃棄物は3,530千トンと前回調査時（平成7年度）に比べ619千トン増加し、既に平成19年度の発生量目標のレベルに達している状況にあり、今後も増加することが予想されます。一方、産業廃棄

※1 中間処理：廃棄物の埋め立て等の「最終処分」に対して、廃棄物の焼却や破碎の行為を「中間処理」と呼ぶ。